松 島 浄 水 場 更 新 工 事

設計及び建設工事請負契約書（案）

平成２５年８月

砺波広域圏事務組合　水道事務所

設計及び建設工事請負契約書（案）

１　工事の名称　　松島浄水場更新工事

２　工事の場所　　富山県南砺市松島 100 地内

３　工　　期　　契約の締結日から平成 30 年３月　日

４　請 負 金 額　　円

うち取引にかかる消費税及び地方消費税額　　円

（注）「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、請負金額に５／105 を乗じて得た額である。

５　契約保証金　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の事項について、　砺波広域圏事務組合　を発注者とし、　●●●●●　を受注者として別紙条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。なお、以下、別紙条項を除いた本契約の本体を「契約書」といい、「契約書」と別紙条項を総称して「本契約」という。

本契約の証として本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ各自１通を保有する。

発注者　　富山県砺波市栄町７番３号
砺波広域圏事務組合
管理者　　夏野　修

受注者　　住所
氏名

注：受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者の住所及び指名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

目　　次

（目的）……1
（用語の定義）……1
（総則）……2
（指示等及び協議の書面主義）……3
（関連工事の調整）……3
（工程表及び請負代金内訳書）……3
（契約の保証）……3
（権利義務の譲渡等）……4
（一括委任又は一括下請負の禁止）……4
（下請負人の通知）……4
（下請負人の資格）……4
（著作権の譲渡等）……5
（特許権等の使用）……5
（監督員）……5
（本設計にかかる管理技術者）……6
（本設計にかかる照査技術者）……6
（管理技術者に対する措置請求）……6
（本設計にかかる貸与品等）……7
（引渡し前における設計図書の使用）……7
（調査等）……7
（基本設計）……8
（健康診断）……8
（詳細設計）……8
（要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更）……9
（要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用の負担）……10
（本工事にかかる現場代理人及び主任技術者等）……10
（地元関係者との交渉等）……11
（土地への立入り）……11
（本工事の遂行にかかる受注者の義務）……11
（工事関係者に関する措置請求）……11
（工事材料の品質及び検査等）……12
（監督員の立会い及び工事記録の整備等）……12
（支給材料及び貸与品）……13
（工事用地の確保等）……14
（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）……14
（条件変更等）……14

（設計図書等の変更）……15
（工事の中止）……15
（受注者の請求による工期の延長）……15
（発注者の請求による工期の短縮等）……16
（工期の変更方法）……16
（請負代金額の変更方法等）……16
（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）……16
（臨機の措置）……17
（一般的損害）……17
（第三者に及ぼした損害）……18
（不可抗力による損害）……18
（請負代金額の変更に代える設計図書等の変更）……19
（完成前通知）……19
（試運転）……19
（指導及び訓練）……20
（検査及び引渡し等）……20
（請負代金の支払）……20
（部分使用）……21
（前金払及び中間前払）……21
（保証契約の変更）……22
（前払金の使用等）……22
（部分払）……23
（部分引渡し）……23
（債務負担行為に係る契約の特則）……24
（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則）……24
（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）……25
（第三者による代理受領）……25
（前払金等の不払に対する工事中止）……25
（瑕疵担保）……26
（履行遅滞の場合における損害金等）……26
（公共工事履行保証証券による保証の請求）……27
（発注者の解除権）……27
（発注者の損害賠償）……29
（受注者の解除権）……29
（解除に伴う措置）……29
（賠償の予約）……30
（火災保険等）……31
（賠償金等の徴収）……31

（あっせん又は調停）……31
（仲裁）……32
（情報通信の技術を利用する方法）……32
（補則）……32

（目的）

第１条　本契約は、発注者たる砺波広域圏事務組合（以下「発注者」という。）が実施する松島浄水場更新工事（以下「本事業」という。）に係る設計及び建設工事に適用するもので、発注者及び受注者たる●（以下「受注者」という。）が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　本契約において使用されている用語は、本契約に別段の記載がない限り、以下に定める意味を有するものとする。

(1)　「既存施設」とは、募集要項に定める既存施設をいう。

(2)　「新設対象」とは、募集要項に定める新設対象をいう。

(3)　「本工事」とは、本施設の建設工事に関する設計図書に従った本施設の建設工事その他募集要項等に基づく一切の工事業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書工事業務に関する定めによるものとする。

(4)　「本施設」とは、本事業の対象施設たる新設対象及びこれに伴う既存施設の整備工事部分をいう。

(5)　「本設計」とは、本契約及び募集要項等に基づき、受注者が履行する本施設の設計及び必要な一切の調査、申請及び届出等に関する業務をいい、その業務内容の詳細は要求水準書の調査業務及び設計業務に関する定めによるものとする。

(6)　「実施方針」とは、本事業においては、発注者が平成 25 年７月に公表した「松島浄水場更新事業設計・施工一括発注工事実施方針」（これに係る質問回答書を含む。）をいう。

(7)　「募集要項」とは、発注者が平成 25 年８月に公表した「松島浄水場更新事業設計・施行一括発注工事要求水準書募集要項」（これに係る質問回答書を含む。）をいう。

(8)　「募集要項等」とは、発注者が本事業の公募手続において配布した募集要項、要求水準書その他の一切の資料（当該資料に係る質問回答書を含む。）をいう。

(9)　「要求水準書」とは、本事業における本設計及び本工事の実施において受注者が達成しなければならない発注者の要求する水準を示す書類をいい、その内容の詳細は募集要項の添付資料(1)に示す、「松島浄水場更新事業設計・施行一括発注工事要求水準書」（これに係る質問回答書を含む。）によるものとする。なお、公募手続において提出した事業者提案に基づいて本契約締結時までに要求水準書が変更された場合、又は本契約に基づき要求水準書が変更された場合は、それらの変更を含むものとする。

(10)　「事業者提案」とは、受注者が本事業の公募手続において発注者に提出した提出書類及び当該提出書類を詳細に説明する目的で受注者が作成して発注者に提出した補足資料その他一切の説明・補足文書並びに受注者が募集要項等の規定に従い発注者に対して提出した本事業に関する提案をいう。

(11)　「代表企業」とは、●をいう。

(12)　「構成員」とは、●、●及び●を個別に又は総称していう。

(13)　「設計図書」とは、基本設計図書、詳細設計図書及び本設計に伴って受注者が発注者に提出

した一切の書類をいう。

(14) 「基本設計図書」とは、第 20 条に基づいて作成される、本工事に係る基本設計の内容を示す設計図書をいう。

(15) 「詳細設計図書」とは、第 22 条に基づいて作成される、本工事に係る詳細設計の内容を示す設計図書をいう。

(16) 「試運転実施計画書」とは、受注者が第 49 条第２項の規定に従って発注者に提出する計画書をいい、①試運転の内容、実施項目、②試運転の実施方法及び実施時期、③発注者の確認が必要となる事項と確認時期、④その他試運転実施上必要となる事項を内容とする。

(17) 「成果物」とは、基本設計図書、詳細設計図書その他本契約に関して要求水準書に定めるものその他一切の発注者の要求に基づき収集又は作成された一切のデータ、書類、図面、写真、映像等の総称をいう。

(18) 「工事目的物」とは、本工事の対象となる全ての物をいう。

(19) 「法令等」とは、法律・条例・命令・政令・省令・規則・規程、若しくは通達・ガイドライン又は裁判所の判決・決定・命令、仲裁判断若しくはその他公的機関の定める一切の規程、判断、措置等（自主規制機関の規則及び規程を含む。）をいう。

２　本契約において各条項の見出しは、参照の便宜のためのものであり、本契約の条項の解釈に影響を与えないものとする。

（総則）

第３条　発注者及び受注者は、本契約に基づき、募集要項等及び事業者提案に従い、法令等を遵守し、本契約を履行しなければならない。

２　受注者は、契約書記載の設計及び工事を契約書記載の工期内に完成し、成果物及び工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

３　発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

４　受注者は、本契約若しくは募集要項等に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者間の協議がある場合を除き、本設計を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

５　仮設、施工方法その他本施設を完成するために必要な一切の手段（「施工方法等」という。以下同じ。）については、本契約及び募集要項等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

６　受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

７　本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

８　本契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。

９　本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

10　本契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、募集要項等及び事業者提案に特

別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるものとする。

11　本契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。

12　本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

13　本契約に係る訴訟については、富山地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

14　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、本契約に基づくすべての行為を代表企業に対して行うものとし、発注者が代表企業に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について代表企業を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第４条　本契約に定める指示等は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、本契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（関連工事の調整）

第５条　発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（工程表及び請負代金内訳書）

第６条　受注者は、本契約締結後７日以内に事業者提案に基づいて工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して請負代金内訳書の提出を求めることができる。

（契約の保証）

第７条　受注者は、本契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1)　契約保証金の納付

(2)　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3)　本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は、保証事業会社（公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律

第 184 号)第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
(4)　本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
(5)　本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第４項において「保証の額」という。）は、請負代金額の 10 分の１以上としなければならない。
３　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
４　請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の 10 分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）
第８条　受注者は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
２　受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第 30 条第２項の規定による検査に合格したもの及び第 57 条第３項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）
第９条　受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（下請負人の通知）
第 10 条　受注者は、この工事の一部について下請人により施工しようとするときは、下請負契約の締結後７日以内に、発注者に対して下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知をしなければならない。

（下請負人の資格）
第 10 条の２　受注者は、砺波市建設工事等指名停止要領、南砺市建設工事等指名停止要領及び富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止の措置を受けている者及び第 67 条第１項第(6)号のいずれかに該当する者を下請負人としてはならない。
２　受注者が第 67 条第１項第(6)号のいずれかに該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
３　下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により発注

者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

（著作権の譲渡等）

第 11 条　受注者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

２　発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

３　発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

４　受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

５　受注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、当該成果物の内容を公表することができる。

６　発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第１項第９号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の２に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（特許権等の使用）

第 12 条　受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督員）

第 13 条　発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

２　監督員は、本契約の他の条項に定めるもの及び本契約に基づき発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、次に掲げる権限を有する。

(1)　契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2)　事業者提案に基づく工事の施工のための設計図書等の作成及び交付又は受注者が作成した設計図書等の承諾

(3)　設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

3　発注者は、２名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員に本契約に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4　第２項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5　発注者が監督員を置いたときは、本契約に定める受注者の請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6　発注者が監督員を置かないときは、本契約に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

（本設計にかかる管理技術者）

第 14 条　受注者は、本設計の技術上の監理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2　管理技術者は、本契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、請負代金の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第 16 条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知、同条第３項の請求、同条第４項の通知の受理並びに本契約の解除にかかる権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

（本設計にかかる照査技術者）

第 15 条　受注者は、本設計の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。なお、照査技術者は前条の管理技術者と兼ねることができない。

（管理技術者に対する措置請求）

第 16 条　発注者は、管理技術者又は受注者の使用人若しくは第９条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、請求を受けた日から 10 日以内にその結果を発注者に通知しなければならない。

3　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4　発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求にかかる事項について決定し、

請求を受けた日から 10 日以内にその結果を受注者に通知しなければならない。

（本設計にかかる貸与品等）

第 17 条　発注者が、受注者が本設計を行うに際して、受注者に貸与し、又は支給する図面その他業務に必要な物品等（以下「本設計貸与品」という。）があれば、その品名、数量等、引渡場所及び引渡時期は、発注者が（発注者が必要と判断すれば受注者と協議して）定める。

２　受注者は、本設計貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

３　受注者は、本設計貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

４　受注者は、本設計の完了、設計図書の変更等によって不用となった本設計貸与品を発注者に返還しなければならない。

５　受注者は、故意又は過失により本設計貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（引渡し前における設計図書の使用）

第 18 条　発注者は、第 22 条第２項の規定による発注者への提出前においても、設計図書の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

（調査等）

第 19 条　本施設の周辺環境調査として、以下の各号に掲げる事項を受注者の費用をもって適切な方法により実施し、実施結果を踏まえ、必要かつ適切な対策を講じるものとする。

(1)　騒音及び振動
(2)　臭気
(3)　車両交通
(4)　家屋調査
(5)　周辺通行者状況
(6)　土壌汚染調査
(7)　日照（周辺住宅を対象）
(8)　地下水（周辺井戸への影響）
(9)　前８号のほか、本工事に関連して必要と判断される調査

２　本施設の工事に関して、以下の各号に掲げる事項を受注者の費用をもって適切な方法により実施し、設計に適切に反映するものとする。受注者は、その結果につき発注者に報告書を提出しなければならない。

(1)　測量調査
(2)　地質調査
(3)　試掘調査
(4)　構造物によるテレビ受信障害調査

3　受注者は、本事業の実施にあたり、受注者の費用をもって以下の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1)　松島浄水場の取水（導水）から送水及び排水処理施設を含めた運転管理マニュアルの作成。なお、運転管理マニュアルは、通常時の運転方法に加え、非常時の対応についても示したものとしなければならず、また、機器の取扱説明書とは異なるものとして作成しなければならない。

(2)　本施設の機械設備、電気設備、計装設備等の維持管理に必要な保守点検について、その種類、頻度、部品の耐用年数などを記載した整備台帳（メンテナンスリスト）を作成すること。

4　受注者は、本施設に関して発注者が開催する近隣住民説明会等に際して、受注者の費用をもって以下の各号に掲げる業務を行うものとする。但し、発注者が行うべきと考えられるものは除く。

(1)　説明会資料の作成及び説明会への出席

(2)　その他必要な補助

（基本設計）

第 20 条　受注者は、法令等を遵守し、募集要項等及び事業者提案に基づき基本設計図書を作成するものとする。受注者は、基本設計図書の作成完了時には、これを発注者に提出し、発注者の確認を受けてその承諾を受けなければならない。

2　発注者は、提出された基本設計図書について、募集要項等、事業者提案又は発注者の指示若しくは発注者受注者間の協議の内容に定められた要件を満たしていないと判断する場合には、受注者に対して、その箇所及びその理由を示して、基本設計図書の修正を求めることができ、指摘事項がないときについては基本設計図書に関して承諾した旨を、基本設計図書の提出日から 14 日以内に受注者に通知する。但し、発注者が基本設計図書の提出日から 14 日が経過しても通知を行わないときは、受注者は、相当の期間を定めて催告を行い、応答を促すものとし、当該催告がなされたにもかかわらず提出日から 21 日以内に通知がない場合は、提出した基本設計図書は承諾されたものとみなすものとする。

3　受注者は、発注者による基本設計図書の承諾は、受注者の責任を何ら軽減又は免除するものではないことを承認するものとする。

（健康診断）

第 21 条　受注者は、水道法第 21 条に基づき、本設計及び本工事に従事する作業員について、厚生労働省令の定めるところにより定期及び臨時の健康診断を行うものとし、これに関する記録を作成し、保存しなければならない。なお、受注者は実施結果を速やかに発注者に報告する。

（詳細設計）

第 22 条　受注者は、法令等を遵守し、募集要項等、事業者提案及び基本設計図書に基づき本施設の詳細設計を行い、以下の(1)から(4)を含む図書等を作成するものとする。

(1)　設計図（特記仕様書を含む）

(2)　設計計算書（各種検討書、容量計算書、水理・構造計算書、数量計算書等）
(3)　工事施工計画書
(4)　工事費内訳書
(5)　各種申請に必要な設計図書

2　受注者は、詳細設計図書の作成の完了時に、詳細設計図書を発注者に提出し、発注者の完成検査を受けてその承諾を得なければならない。

3　発注者は、提出された詳細設計図書について、募集要項等、事業者提案又は発注者の指示若しくは発注者受注者協議の内容に定められた要件を満たしていないと判断する場合には、受注者に対して、その箇所及びその理由を示して、詳細設計図書の修正を求めることができ、指摘事項がないときについては詳細設計図書に関して承諾した旨を、詳細設計図書の提出から 14 日以内に受注者に通知する。但し、発注者が詳細設計図書の提出日から 14 日が経過しても通知を行わないときは、受注者は、相当の期間を定めて催告を行い、応答を促すものとし、提出日から当該催告がなされたにもかかわらず 21 日以内に通知がない場合は、提出した詳細設計図書は承諾されたものとみなすものとする。発注者は、詳細設計図書を承諾した（又は承諾したものとみなされた）後、受注者に対し設計図書の引渡しを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

4　受注者は、基本設計図書について第 20 条の規定により発注者の承諾を得た後でなければ、詳細設計図書の作成にとりかかることができない。

5　受注者は、第３項の規定により修正を求められた場合には、直ちに自らの責任と費用で詳細設計図書の修正を行い、発注者の承諾を得なければならない。なお、受注者の責めに帰すべき事由による設計変更により本設計又は本工事が遅延した場合は、受注者が損害・費用を負担するものとする。

6　受注者は、発注者による詳細設計図書の承諾は、受注者の責任を何ら軽減又は免除させるものではないことを承諾するものとする。

7　受注者は、詳細設計に関連して、発注者が行う法令等で定められた各種申請等及び本事業のための各種資料の作成等につき必要な協力をすると共に、必要に応じて、協議内容を本施設の詳細設計に反映させるものとする。

8　発注者は、詳細設計図書の一部を、先行して確認し、その内容を了解した旨を書面にて回答することができる。

（要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更）

第 23 条　発注者は、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更が必要であると認めるときには、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更内容を記載した書面を受注者に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、受注者は、発注者から当該書面を受領した日から 30 日以内に、発注者に対して、その要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う措置、本施設の引渡しの遅延の有無、請負代金の変動の有無を検討し、発注者に書面により通知し、発注者と協議を行わなければならない。

2　発注者又は受注者は、請負代金の減額を目的とした要求水準書、事業者提案、設計図書の変

更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により請負代金の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。

3　第1項及び前項の発注者と受注者との間における協議が、協議開始の日から60日以内に整わない場合には、発注者が合理的な変更案を定めるものとし、受注者はこれに従わなければならない。

（要求水準書若しくは事業者提案又は設計図書の変更に伴う増加費用の負担）

第24条　受注者は、前条第1項に定める変更の請求により、要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に伴う措置を検討するに当たり、本施設の引渡しの遅延、請負代金の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が必要かつ最小限となるように検討しなければならない。

2　前条の規定に従って要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が発注者の責めに帰すべき事由（発注者の責めに帰すべき事由による設計変更、要求水準書等の不備又は変更、本施設の底地の瑕疵を含むが、これに限定されない。）によるときには、発注者が当該要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して受注者に発生する合理的な増加費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、発注者受注者間の協議により定めるものとする。

3　前条の規定に従って要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更がなされる場合で、当該変更が受注者の責めに帰すべき事由（設計内容の不備、受注者の責めに帰すべき事由による本設計の履行遅滞、第20条又は第22条の規定に従って受注者が発注者に対して設計図書を提出した後に、当該設計図書が本契約に従っていない又は当該設計図書では募集要項等の内容を充足しないことが判明したことを含むが、これに限定されない。）によるときには、受注者は、当該要求水準書、事業者提案又は設計図書の変更に関して受注者に発生する増加費用を負担する。

（本工事にかかる現場代理人及び主任技術者等）

第25条　受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1)　現場代理人

(2)　主任技術者（ただし、当該工事が建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者とする。また、当該工事が同法第26条第3項の規定に該当する場合は主任技術者は専任の者とし、さらに同法第26条第4項にも該当する場合は主任技術者は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の者でなければならない。）

(3)　専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）

2　現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第29条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びに本契約の解除に係る権限を除き、本契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行

使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

4　発注者は、第１項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

5　現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

（地元関係者との交渉等）

第 26 条　地元関係者との交渉等は、発注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

2　前項の場合において、発注者は、当該交渉等に関して受注者に生じた費用を発注者が必要と認められる場合は負担しなければならない。

（土地への立入り）

第 27 条　受注者が調査のために第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、発注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

（本工事の遂行にかかる受注者の義務）

第 28 条　受注者は、法令等を遵守し、募集要項等及び詳細設計図書に従い施工図及び材料承認図等発注者が必要と認める図面（以下、総称して「承諾図」という。）を作成の上、当該承諾図につき発注者の承諾を得た上で、承諾図に従って本工事を行わなければならない。

2　受注者は、募集要項等に定めるところにより、工事監理状況について毎月発注者に報告しなければならないものとし、また、発注者からの要請があれば、本工事の事前又は事後に説明を行われなければならない。

3　受注者は、本工事の出来高について発注者に報告し、出来高検査を受けなければならない。

4　受注者は、本工事に必要となる電力、ガス、水道等は自ら調達管理を行わなければならない。ただし、第 49 条に定める試運転に必要な水については発注者が供給するものとする。

5　受注者は、本工事期間中の汚水、雑排水及び雨水排水については自ら対応しなければならない。

6　受注者は、本工事に伴い発生する全ての撤去品につき、法令等に従って適切に処分しなければならない。

（工事関係者に関する措置請求）

第 29 条　発注者は、現場代理人がその職務（主任技術者若しくは監理技術者、又は専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2　発注者又は監督員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が本工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で本工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3　受注者は、前２項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。

4　受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（工事材料の品質及び検査等）

第 30 条　工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2　受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格し、発注者から当該材料に関する承諾図につき承諾を取得したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3　監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

4　受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5　受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から７日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

（監督員の立会い及び工事記録の整備等）

第 31 条　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2　受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3　受注者は、前２項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

4　監督員は、受注者から第１項又は第２項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から７日以内に応じなければならない。

5　前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に７日以内に応じないため、そ

の後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行ったことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があったときは、当該請求を受けた日から７日以内に提出しなければならない。

６　第１項、第３項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

（支給材料及び貸与品）

第 32 条　発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

２　監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から７日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

４　受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第２項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。

５　発注者は、受注者から第２項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。

６　発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

７　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

８　受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

９　受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。

10　受注者は、発注者の故意又は過失により、支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

11　受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第 33 条　発注者は、本工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が本工事の施工上必要とする日までに確保しなければならない。

2　受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3　本工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

5　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第 34 条　受注者は、本工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責に帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2　監督員は、受注者が第 30 条第２項又は第 31 条第１項から第３項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、本工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3　前項に規定するほか、監督員は、本工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、本工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4　前２項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第 35 条　受注者は、本工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1)　募集要項等が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）

(2)　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等が募集要項等に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと

(3)　募集要項等で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生

じたこと

2　監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3　発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第 36 条　発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書及びこれに対応する承諾図を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第 37 条　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が本工事を施工できないと認められるときは、発注者は、本工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2　発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、本工事の中止内容を受注者に通知して、本工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3　発注者は、前２項の規定により本工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第 38 条　受注者は、天候の不良、第５条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に本工事を完成することができないときは、その理

由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による工期の短縮等）

第 39 条　発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2　発注者は、本契約の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工期の変更方法）

第 40 条　工期の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第 38 条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（請負代金額の変更方法等）

第 41 条　請負代金額の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3　本契約の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者受注者協議して定める。

（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第 42 条　発注者又は受注者は、工期内で本契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2　発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変

動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の 1,000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3　変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

4　第１項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第１項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5　特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6　予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7　第５項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

8　第３項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第１項、第５項又は第６項の請求を行った日又は受けた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第 43 条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2　前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3　監督員は、災害防止その他本工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

（一般的損害）

第 44 条　本施設の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他本工事の施工に関して生じた損害（次条第１項若しくは第２項又は第 46 条第１項に規定する損害を除く。）

については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第 72 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 45 条　本工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第 72 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

２　前項の規定にかかわらず、本工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち本工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

３　前２項の場合その他本工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第 46 条　本施設の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）発注者受注者双方の責に帰すことができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 72 条第１項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下本条において同じ。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第 30 条第２項、第 31 条第１項若しくは第２項又は第 57 条第３項の規定による検査、立会い若しくは受注者の工事に関する記録等により発注者が確認したもの又は確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の 100 分の１を超える額を負担しなければならない。

５　損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

(1)　工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を

差し引いた額とする。

(2)　工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で第 30 条第１項に定める品質を有すると認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3)　仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で募集要項等に定める基準に合致しかつ通常本事業における設置又は使用が妥当と認められるものについて、本工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の１を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（請負代金額の変更に代える設計図書等の変更）

第 47 条　発注者は、第 32 条、第 34 条から第 37 条まで、第 39 条、第 42 条から第 44 条まで、前条又は第 53 条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書及びこれに対応する承諾図を変更することができる。この場合において、設計図書及びこれに対応する承諾図の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増額すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（完成前通知）

第 48 条　受注者は、本施設がその各部位及び各種設備の試運転を行える程度に完成した場合には、発注者に対し完成前通知を行うものとする。

（試運転）

第 49 条　受注者は、前条記載の通知後、自ら本施設の各部位及び各種設備につき募集要項等に従った試運転を行い、本施設が募集要項等及び設計図書に適合することを確認するものとする。発注者は試運転に立ち会うことができるものとする。なお、発注者は、既存施設が通常通り稼働中であるため、松島浄水場の運転管理に支障がないように試運転を行い、個々の設備及び施設全体としての性能及び機能を確認しなければならない。また、発注者は、全負荷試運転が可

能な電力及び薬品を確保しなければならない。

2　受注者は、試運転の実施に先立ち、試運転実施計画書を作成の上、発注者に提出し、発注者はそれを確認するものとする。ただし、試運転期間中における排水計画は、発注者と協議の上、決定しなければならない。

3　受注者は、試運転実施計画書に基づいて試運転を実施しなければならない。

4　受注者は、試運転において本施設が、試運転実施計画書による基準等のいずれかを満たさないときは、補修工事、部品又は機器の交換若しくはその他必要な追加工事を自己の負担において行わなければならないものとする。この場合、基準を満たさない事項については、基準を満たすまで本項の手続きを繰り返すものとする。

5　受注者は、前項の試運転の完了後遅滞なく発注者に対して試運転結果報告書を提出する。

（指導及び訓練）

第 50 条　受注者は、前条の手続き完了までに、発注者の職員に対し、自ら本施設の維持管理を行えるよう、必要な教育・訓練を行うものとする。

（検査及び引渡し等）

第 51 条　受注者は、本工事を完成したときは、完成図書を添えてその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、本工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4　発注者は、第２項の検査によって本工事の完成を確認した後、受注者が本施設の引渡しを申し出たときは、直ちに本施設の引渡しを受けなければならない。

5　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、本施設の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6　受注者は、工事が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前５項の規定を適用する。

7　受注者は、本施設のうち国庫補助の対象となるものについて、発注者が行う業務（実績報告、会計検査等）について協力しなければならない。

（請負代金の支払）

第 52 条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、工事精算書を添付の上請負代金の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

３　発注者がその責に帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第 53 条　発注者は、第 51 条第４項又は第５項の規定による引渡し前においても、本施設の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

２　前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定により本施設の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払及び中間前払）

第 54 条　受注者は、砺波広域圏事務組合土木建築工事費の前金払取扱規則(平成 16 年砺広組規則第 21 号)の定めるところにより、請負代金額が 200 万円以上の場合には、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第２条第４項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、次に掲げる区分に応じて前払金の支払いを、発注者に請求することができる。

(1)　請負代金額が 200 万円から 3,000 万円まで
　　請負代金額の 10 分の４以内に相当する額

(2)　請負代金額が 3,000 万円を超え１億円以下の場合
　　1,200 万円に請負代金額のうち 3,000 万円を超える金額の 10 分の３以内に相当する額を加算した額

(3)　請負代金額が１億円を超え 10 億円以下の場合
　　3,300 万円に請負代金額のうち１億円を超える金額の 10 分の２以内に相当する額を加算した額（前払金の額が１億円を超えるときは、１億円）

(4)　請負代金額が 10 億円を超える場合
　　１億円に請負代金額のうち 10 億円を超える金額の 10 分の１以内に相当する額を加算した額（前払金の額が２億円を超えるときは、２億円）

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、第１項の規定による前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の本工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の 10 分の２以内の中間前払金の支払いを発注者に請求することができる。ただし、第 57 条の規定による部分払を受けた場合は、この限りでない。

4　受注者は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、中間前払金に係る発注者の認定を受けなければならない。この場合において、発注者は、受注者から認定の申請があったときは、速やかに、認定をすることの可決を決定し、その結果を受注者に通知しなければならない。

5　受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の４（第３項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは、10 分の６）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第 56 条までにおいて同じ。）の支払いを請求することができる。

6　受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の５（第３項の中間前払金の支払いを受けているときは、10 分の７）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内に、その超過額を返還しなければならない。

7　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者受注者協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

8　発注者は、受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を超過した日　から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年8.25%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

9　第２項の規定は、第３項又は第５項の規定による請求があった場合に準用する。

（保証契約の変更）

第 55 条　受注者は、前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2　受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3　受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第 56 条　受注者は、前払金を本工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

（部分払）

第 57 条　受注者は、本工事の完成前に、工事の出来形が 10 分の３以上である場合は、出来形部分並びに工事現場に搬入済の工事材料、及び製造工場等にある工場製品（第 30 条第２項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の 10 分の９以内の額について、次に掲げる区分に応じ、次項から第７項までに定めるところにより部分払を請求することができる。

(1)　300 万円以上 1,000 万円未満　　１回

(2)　1,000 万円以上 2,000 万円未満　　２回

(3)　2,000 万円以上 5,000 万円未満　　３回

(4)　5,000 万円以上のものについては、請負代金額から 5,000 万円を減じて得た額を 5,000 万円で除して得た整数部分に４を加えて得た数の回数以内

２　受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

３　発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

４　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

５　受注者は、第３項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

６　部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第１項の請負代金相当額は、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額≦第１項の請負代金相当額×（９／10－前払金額／請負代金額）

７　第５項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第１項及び第６項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（部分引渡し）

第 58 条　本施設について、発注者が募集要項等において本工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 51 条中「本工事」とあるのは「指定部分に係る本工事」と、「本施設」とあるのは「指定部分に係る本施設」と、同条第５項及び第 52 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

２　前項の規定により準用される第 52 条第１項の規定により請求することができる部分引渡し

に係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第52 条第１項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額＝

指定部分に相応する請負代金の額×（１－前払金額／請負代金額）

（債務負担行為に係る契約の特則）

第 59 条　債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成 26 年度　　円
平成 27 年度　　円
平成 28 年度　　円
平成 29 年度　　円

２　支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成 26 年度　　円
平成 27 年度　　円
平成 28 年度　　円
平成 29 年度　　円

３　発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第１項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前払金の特則）

第 60 条　債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第 54 条中「契約書記載の本工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の本工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第 54 条及び第 55 条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第 57 条第１項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額)」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、本契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することはできない。

２　前項の場合において契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、前項の規定による読替え後の第 54 条第１項及び第３項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

３　第１項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金及び中間前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、第１項の規定による読替え後の第 54 条第１項の規

定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分及び中間前払金相当分を含めて前払金及び中間前払金の支払を請求することができる。

4　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、第１項の規定による読替え後の第 54 条第１項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。

5　第１項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 55 条第３項の規定を準用する。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第 61 条　債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度において当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2　本契約において、前払金及び中間前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 57 条第６項及び第７項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額≦請負代金相当額×９／10－（前会計年度までの支払金額＋当該会計年度の部分払金額）－｛請負代金相当額－（前年度までの出来高予定額＋出来高超過額）｝×（当該会計年度前払金額＋当該会計年度の中間前払金額）／当該会計年度の出来高予定額

3　各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成 26 年度　　回
平成 27 年度　　回
平成 28 年度　　回
平成 29 年度　　回

（第三者による代理受領）

第 62 条　受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第 52 条（第 58 条において準用する場合を含む。）又は第 57 条の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する工事中止）

第 63 条　受注者は、発注者が第 54 条、第 57 条又は第 58 条において準用される第 52 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないと

きは、本工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2　発注者は、前項の規定により受注者が本工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が本工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（瑕疵担保）

第 64 条　発注者は、本施設に瑕疵又は要求水準書（事業者提案が要求水準書を上回る事項については事業者提案。以下、本条において同じ）に定められた要求機能を満たさないことがあるときは（以下「瑕疵」という。）、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2　前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 51 条第４項又は第５項（第 58 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から２年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は 10 年とする。

3　発注者は、本施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。

4　発注者は、本施設が第１項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第２項の定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から６月以内に第１項の権利を行使しなければならない。

5　第１項の規定は、本施設の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第 65 条　受注者の責に帰すべき事由により工期内に本工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2　前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 8.25％の割合で計算した額とする。

3　発注者の責に帰すべき事由により、第 52 条第２項（第 58 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 3.1％の割合で計算した額の支払いを、発注者に請求することができる。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第 66 条　第７条第１項の規定により本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第１項各号の一に該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

２　受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、本契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

(1)　請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

(2)　工事完成債務

(3)　瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）

(4)　解除権

(5)　その他本契約に係る一切の権利及び義務（第 45 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

３　発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

４　第１項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、本契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第 67 条　発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　正当な理由なく、本工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2)　その責に帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に本工事を完成する見込みが明らかにないと認められるとき。

(3)　第 25 条第１項第２号に掲げる者を設置しなかったとき。

(4)　前３号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(5)　第 69 条第１項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。

(6)　受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であ

ると認められたとき。

ロ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどをしたと認められるとき。

ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは、関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ　下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト　受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の 10 分の２に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

３　第１項第１号から５号までの規定により、本契約が解除された場合において、第７条の規定により契約保証金の納付、又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって、前項の違約金に充当することができる。

４　第２項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

第 67 条の２　発注者は、本契約に関して受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1)　公正取引委員会が、受注者に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第３条の規定に違反する行為（受注者を構成事業者とする事業者団体の同法第８条第１項第１号の規定に違反する行為を含む。以下「独占禁止法違反」という。）があったとして同法第 49 条第１項に規定する排除措置命令を行い、かつ、当該排除措置命令が同条第７項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(2)　公正取引委員会が、受注者に独占禁止法違反があったとして同法第 50 条第１項に規定する課徴金の納付を命じ、かつ、当該納付命令が同条第５項又は同法第 52 条第５項の規定により確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、同法第 66 条第１項の規定により審判請求を却下したとき、又は同条第２項の規定により審判請求を棄却し、その審決が確定したとき。

(4)　受注者が、公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止

法第 77 条の規定によりこの審決の取り消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(5)　受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６又は第 198 条による刑が確定したとき。

２　前条第２項から第４項の規定は、前項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

第 67 条の３　発注者は、第 10 条の２第２項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

２　第 67 条第２項から第４項の規定は、前項の規定により本契約を解除した場合について準用する。

（発注者の損害賠償）

第 68 条　発注者は、本工事が完成するまでの間は、前３条の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

２　発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第 69 条　受注者は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　第 36 条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2)　第 37 条の規定による本工事の施工の中止期間が工期の 10 分の５（工期の 10 分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が本工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の本工事が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3)　発注者が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

２　受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第 70 条　発注者は、本契約が解除された場合においては、出来形部分につき出来形検査を行った上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

２　前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

３　第１項の場合において、第 54 条の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前

払金の額及び中間前払金の額（第 57 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金及び中間前払金の額を控除した額）を、第 71 条の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては、当該賠償金の額を、それぞれ同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済の前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 67 条から第 67 条の３の規定によるときにあっては、その余剰額に前払金及び中間前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、年 8.25%の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 68 条又は前条の規定によるときにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならない。

４　受注者は、本契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第１項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

５　受注者は、本契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

６　受注者は、本契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

７　前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

８　第４項前段及び第５項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、本契約の解除が第 67 条から第 67 条の３までの規定によるときは発注者が定め、第 68 条又は前条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第４項後段、第５項後段及び第６項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（賠償の予約）

第 71 条　受注者は、本契約に関して第 67 条の２第１項各号のいずれかに該当するときは、発注者が本契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、本契約による請負代金額の 10 分の１に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。

(1)　第 67 条の２第１項第１号から第３号までのいずれかに該当するときであって、審決の対象となる行為が、独占禁止法第２条第９項に基づく不公平な取引方法（昭和 57 年公正取引委

員会告示第 15 号）第６項に規定する不当廉売の場合、その他発注者が特に認める場合

(2)　第 67 条の２第１項第５号に該当するときであって、刑法第 198 条の規定による刑が確定した場合

２　前項の規定は、本工事が完成した後においても適用する。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める金額を超える場合において、発注者が当該超える金額を併せて請求することを妨げるものではない。

４　前３項の場合においては、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、代表企業及び構成員に賠償金の支払いを請求することができる。この場合においては、代表企業及び構成員は、共同連帯して第１項及び第３項の額を発注者に支払わなければならない。

（火災保険等）

第 72 条　受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。

２　受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

３　受注者は、工事目的物及び工事材料等を第１項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第 72 条の２　受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金支払の日までの日数に応じ、年 8.25％の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年 8.25％の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（あっせん又は調停）

第 73 条　本契約の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者受注者間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による富山県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

２　前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者が本工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の本工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 29 条第３項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第５項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第３項若しくは第５項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請求することができない。

（仲裁）

第 74 条　発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

（情報通信の技術を利用する方法）

第 75 条　本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（補則）

第 76 条　本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。